

アゴラマンスリーコンサート実施規約

第1条（目的）

アゴラマンスリーコンサート（以下、マンスリーコンサートという。）は、さわやかちば県民プラザ（以下、県民プラザという）利用者の音楽活動の発表機会を設けること、また、広く県民に音楽鑑賞の機会を設けることにより、音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

第2条（開催日及び演奏時間）

コンサートの開催日及び演奏時間は、毎月第3日曜日の午後0時20分から午後1時までの40分間とする。

- 2 県民プラザ所長（以下、所長という。）は、特別な事情があるときは、前項に規定する開催日及び演奏時間を変更することができる。

第3条（会場及び演奏場所）

コンサート会場は、さわやかちば県民1階内アゴラとする。

- 2 演奏場所は、所長が指定する。

第4条（出演者の条件）

コンサートに出演できる者（以下、出演者という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体とする。

- (1) 県民プラザに利用者登録している者。
- (2) 学校教育法に定める学校に在籍している者。
- (3) 県民プラザ主催事業に出演した者。
- (4) 所長が特に出演を認めた者。

- 2 コンサートの出演者は公募とする。

第5条（出演の申込み）

出演を希望する者（以下、応募者という。）は、別記第1号様式「出演申込書及び同意書」（以下、申込書という。）を県民プラザ事業振興課に提出しなければならない。

- 2 前項の申込書は、演奏を希望する日の募集期間内に受け付けるものとする。
- 3 所長は、特に必要があると認めたときは、前項に規定する期間外であっても申込書を受け付けることができる。

第6条（出演者の決定及び通知）

所長は、出演を決定したときは、別記第2号様式「出演決定通知書」を応募者に通知するものとする。

第7条（出演に対する謝礼等）

出演者に、いかなる謝金も交通費も支給しない。

第8条（演奏活動の条件）

コンサートの演奏条件については、次の各号のとおりとする。

- (1) 演奏時間は、原則として準備・撤収を含めて1出演者あたり20分とする。
- (2) コンサートは、ギターやピアノのソロ演奏、弾き語り、木管楽器のアンサンブル、アカペラ等とし、出演者は10名以内の少人数編成とする
- (3) 演奏楽曲はジャンルを問わないが、歌詞は公序良俗に反しないものとする。

- (4) 演奏に使用できる楽器は、アコースティック楽器（楽器のみで演奏できるもの）とする。
ドラムセット、和太鼓、エレクトリックギター、エレクトリックベース等、大音量を発生する楽器・機材は使用できないものとする。
- (5) 楽器及びボーカル等の音量バランスを整えるために、小音量アンプを使用する場合は、県民プラザと出演者で事前協議の上、使用の可否を決定する。
- (6) ボーカル及び楽器の音を拾うためのマイクロフォン及びマイクロフォンアンプ、その他のアンプについては、原則として出演者が用意する。
機材の音量調整等は、出演者が行うものとし大音量を出さないよう注意する。
音量調整等を業者に依頼する場合は、県民プラザホール管理運営業者（有料）を紹介する。

第9条（出演者の遵守義務）

出演者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された演奏場所及び演奏時間を守ること。
 - (2) 指定場所以外に楽器ケース等の機材を置かないこと。
 - (3) 観客を楽しませることを第一義とし、また、観客への暴言を吐かないこと。
 - (4) 演奏準備・撤収等は出演者が行うこととし、県民プラザ利用者の迷惑とならないよう周囲に十分に配慮すること。また、観客席の設置を希望する場合は、椅子の設置・撤収は出演者が行うこと。
 - (5) CDやチケット、書籍等を販売する行為は行わないこと。
 - (6) 音楽著作権に十分配慮すること。特に歌詞カード等の印刷配布行為は著作権に抵触する可能性があることから行わないこと。（JASRACに管理委託していない自作曲は除く。）
なお、演出上、歌詞カードの配付が必要な場合は、JASRACに対し使用許諾申請を行うとともに、使用料の支払い等、適切に処理すること。
 - (7) 県民プラザを損傷し、又は汚損しないこと。
 - (8) 所長の指示に従うこと。
- 2 出演者が、前項各号に反する行為を行った場合、所長は、演奏活動を中止することができる。

第10条（個人情報）

マンスリーコンサートで得た個人情報については、千葉県個人情報保護条例等の関係法令を遵守し、県民プラザが適正に管理する。

第11条（その他）

この規約に定めるもののほか、コンサートの開催に関し必要な事項は、所長が定める。

附則 この規約は、平成30年2月1日より施行する。

平成30年12月20日改定

(様式1 裏面)

アグラマンズリーコンサート実施規約	
第1条 (目的)	アグラマンズリーコンサート(以下、マンズリーコンサートという)は、さわやかちば県民プラザ(以下、県民プラザという)利用者の音楽活動の発育機会を授けること、また、広く県民に音楽鑑賞の機会を授けることにより、音楽活動の向上に寄与することを目的とする。
第2条 (開催日及び演奏時間)	コンサートの開催日及び演奏時間は、毎月第3日曜日の午後5時20分から午後1時までの4日分間とする。 2 県民プラザ所員(以下、所員という)は、特別な事情があるときは、前項に規定する開催日及び演奏時間を変更することができる。
第3条 (会場及び演奏場所)	コンサート会場は、さわやかちば県民1階アグラとする。 2 演奏場所は、所員が指定する。
第4条 (演奏者の条件)	コンサートに出演できる者(以下、出演者という)は、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体とする。 (1) 県民プラザに利用登録している者。 (2) 学校施設等に定める学校に在籍している者。 (3) 県民プラザ主催事業に出演した者。 (4) 所員が特に出演を認めた者。 2 コンサートの出演者は分限とする。
第5条 (出演の申込み)	出演を希望する者(以下、応募者という)は、同記第1号様式「出演申込み書及び同意書」(以下、申込み書という)を県民プラザ事業推進課に提出しなければならない。 2 前項の申込み書は、出演を希望する日の募集案内内に受け付けるものとする。 3 所員は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する募集案内であっても申込み書を受け付けることができる。
第6条 (出演者の選定及び通知)	所員は、出演を決定したときは、出演決定通知書(同記第2号様式)を応募者に通知するものとする。
第7条 (出演者に対する諸礼等)	出演者に、いかなる謝金も支払わない。
第8条 (演奏活動の条件)	コンサートの演奏条件については、次の各号のとおりとする。 (1) 演奏時間は、原則として楽曲・歌謡を含めて1時間あたり20分とする。 (2) コンサートは、ギターやピアノのソロ演奏、独奏限り、木管楽器のアレンジメント、アカペラ等とし、出演者は1名以上の個人及び団体とする。 (3) 演奏楽曲はジャンルを問わないが、歌詞は必ず日本語に反しないものとする。 (4) 演奏に使用できる楽器は、アコースティック楽器(楽器のみで演奏できるもの)とする。ドラムセット、和太鼓、エレキギター、エレキベース等、大音量を発生する楽器・機材は使用できないものとする。 (5) 楽器及びパーカール等の音量バランスを整えるために、音量アンプを使用する場合は、県民プラザとは演奏者で事前協議の上、使用の同意を請求する。 (6) パーカール及び楽器の音を持ちためるマイクアンプ及びマイクアンプアンプ、その他のアンプについては、原則として出演者が用意する。 機材の音量調整等は、出演者が行うものとし大音量を出さないよう注意する。 音量調整等を楽器に反映する場合は、県民プラザホール管理運営課(資料)を紹介する。
第9条 (出演者の遵守義務)	出演者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 (1) 指定された演奏場所及び演奏時間を守ること。 (2) 指定場所以外に楽器ケース等の機材を置かないこと。 (3) 観客を驚かせないことを第一とし、また、観客への悪言を吐かないこと。 (4) 演奏時間・休憩等は出演者が行うこととし、県民プラザ利用者の迷惑とならないよう周囲に十分に配慮すること。また、観客席の静粛を確保する場合は、電子の音楽・歌謡は出演者が行うこと。 (5) CDやチケット、書籍等を販売する行為は行わないこと。 (6) 音楽著作権に十分に配慮すること。特に歌詞カード等の複製及び行為は著作権者に侵害する可能性があることから行わないこと。 ①ASACに管理委託していない自作曲は除く なお、原則上、歌詞カードの複製が必要な場合は、JASRACに対し使用許諾申請を行うとともに、使用料の支払い等、適時に処理すること。 (7) 県民プラザを換装し、又は汚損しないこと。 (8) 所員の服装に統一すること。 2 出演者が、前項各号に反する行為を行った場合、所員は、演奏活動を中止することができる。
第10条 (個人情報)	マンズリーコンサートで得た個人情報については、任意で個人情報を保護する等の関係法令を遵守し、県民プラザが適正に管理する。
第11条 (その他)	この規約に定めるもののほか、コンサートの開催に関し必要な事項は、所員が定める。
附則 この規約は、平成30年2月1日より施行する。 平成30年12月29日改定	

(様式2)

(様式2)		県民プラザ第 号の	
		年 月 日	
(出演者)様			
さわやかちば県民プラザ所長 藤田 武			
アゴラマンズリーコンサート出演決定通知書			
アゴラマンズリーコンサートについて、下記のとおり出演が決定したのでお知らせします。			
記			
1	日 時	平成 年 月 日 (日)	
	午後 0時 分	～ 時 分	
2	その他		
	(1) リハーサルは午前 時 分から 時 分となります。		
	※当日は、午前 時 分までに県民プラザ総合受付にお越しください。		
	(2) 使用希望機材等については、事業振興課と事前協議の上、使用の可否を決定します。		